

○公益財団法人えひめ地域活力創造センター パブリックスペース利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ地域活力創造センター（以下「センター」という。）が管理するパブリックスペース「tilikiの部屋」（以下、「施設」という。）の利用について必要な事項を規定する。

(設置目的)

第2条 施設は、地域づくり団体等の活動の振興を図るとともに、関係者相互の交流を促進し、もって活力あふれる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(利用目的)

第3条 利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 地域活性化及び地域づくりに関する活動及び活動にまつわる作業
- (2) 前号に準じた活動等で、公益財団法人えひめ地域活力創造センター長（以下「センター長」という。）が認めるもの。

2 次の目的の場合は、利用できないものとする。

- (1) 宗教的活動
- (2) 営利活動
- (3) 政治的活動
- (4) 公序良俗に反する活動

(利用者)

第4条 利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 愛媛県内に住所を有する者又は愛媛県内に通勤・通学をしている者
- (2) 愛媛県内に事業所や事務所を有する者又は法人その他の団体
- (3) 国の機関及び地方公共団体に勤務する職員
- (4) その他、センターが特に適当と認めた者

2 未成年者又は高校生のみで利用することはできないものとする。

(利用時間)

第5条 利用時間は、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、センターが必要と認めるときはこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日

2 準備及び撤去・片づけに要する時間は、利用時間に含むものとする。

(利用範囲及び貸出器具)

第6条 施設は、センターの業務に支障のない範囲で利用することができるものとする。

2 施設の利用範囲及び利用に合わせて貸し出す器具は、センターが別に定めるとおりとする。

(利用料)

第7条 前条に規定する施設の利用及び器具の貸出しについては、原則として無料とする。

(利用手続及び承認)

第8条 施設を利用しようとする者は、施設の空き状況をセンターに確認した上で、あらかじめ利用申込書（別記様式）をセンター長に提出し、センター長の承認を得なければならない。

ただし、センターは、次の各号のいずれかに該当する者に対して、利用を禁止することができるものとする。

- (1) 公共の秩序を乱し又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (2) 愛媛県商工会連合会館（以下「会館」という。）の設備等を損傷するおそれのある者
- (3) 施設の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- (4) その他施設又は会館の管理上支障があると認める者

2 センター長は、利用申込書を受理したときは、その者が利用することが適当と認めた場合にあっては承認するものとする。

(利用承認の取消し)

第9条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条の利用承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは施設からの退場を命ずることができるものとする。

- (1) この規程に違反している者
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けた者
- (3) 利用申込書の内容に違反している者
- (4) その他管理運営上支障があると認める者

2 前条により利用を承認した場合においても、センターに特別の必要が生じた場合は、センター長は承認を取り消し、又は変更することができるものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は施設の利用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめセンターの承認を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 利用の承認を受けた目的以外に利用し、又は承認を受けた行為以外の行為をしないこと。
- (3) 利用の承認を受けた器具のみを利用すること。
- (4) 他の者に転貸しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターが指示した事項に従うこと。

(利用の中止又は変更)

第11条 利用者は、都合により施設の利用を中止又は変更しようとするときは、速やかにセンターに申し出なければならない。その際に、センターから利用申込書の再提出等の指示があった場合は、これに従うものとする。

(利用者の義務、損害賠償責任)

第12条 利用者は、利用終了時は速やかに施設及び器具を原状に復した上でセンターに報告し、適切な利用について確認を受けなければならない。

2 利用者は、施設及び器具、並びに会館及びその附属設備・備品等を毀損、汚損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用者の自己責任)

第13条 利用者が搬入した物品、書類等は利用者の責任で管理するものとし、紛失、盗難、火災、その他の損害についても、センターは一切その責任を負わないものとする。

(免責)

第14条 センターは、施設の利用に伴う人身・盗難・破損など全ての事故について重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 本規程によりがたい場合又は本規程に記載のない事項については、センターの判断により決定する。

附 則

この規程は、令和5年1月24日から施行する。

利用申込書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ地域活力創造センター長 殿

公益財団法人えひめ地域活力創造センター パブリックスペース利用規程に同意し、次のとおり申し込みます。

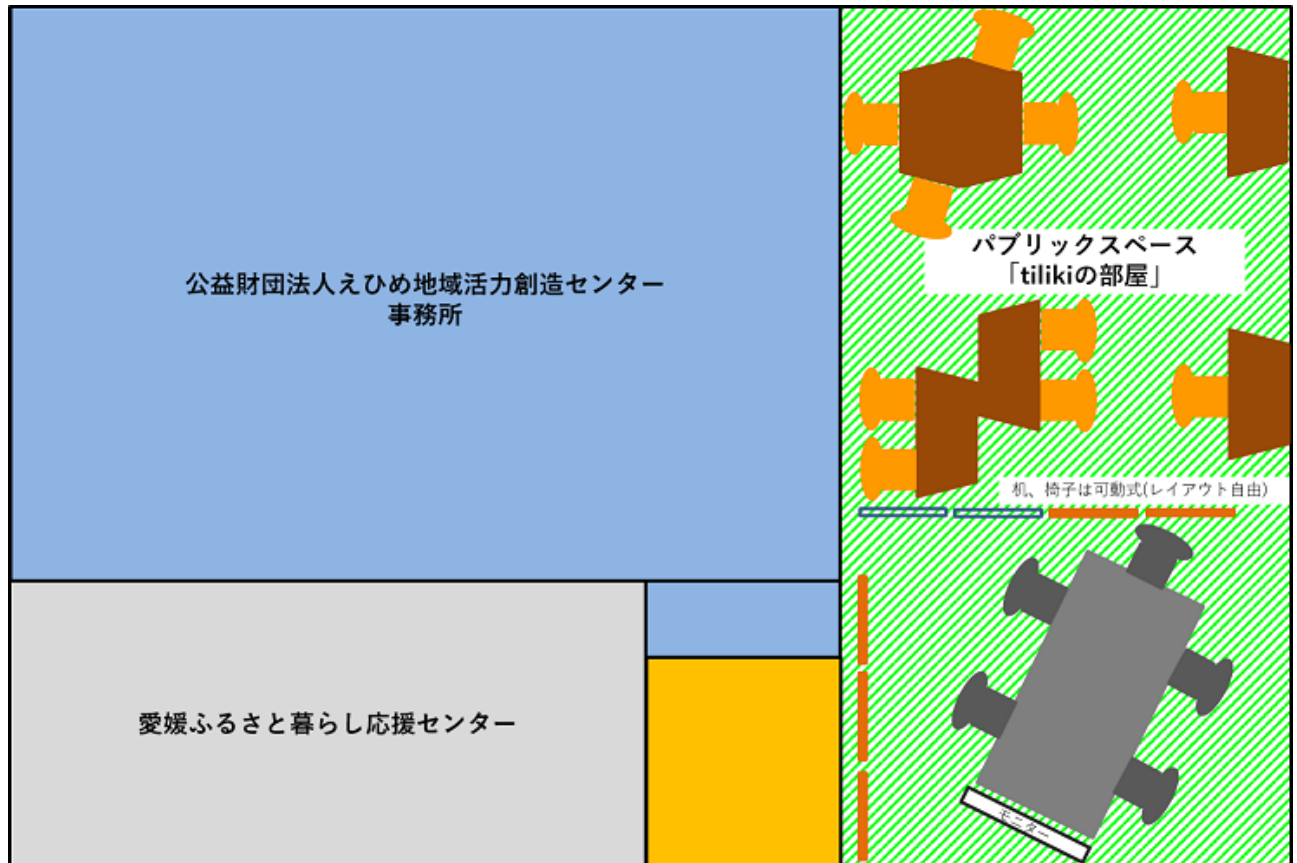
団体名・個人名		
代表者名	ふりがな	
	氏名	
	住所	(〒 -)
	電話番号	
希望する 利用内容	E-mail	
	目的	
	日時	年 月 日 時 ～ 時
	人数	名
特別な 持込器具	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
使用する備品	<input type="checkbox"/> 机_____台 <input type="checkbox"/> 椅子_____脚	
希望する 貸出器具	<input type="checkbox"/> ヘッドセットマイク_____個 <input type="checkbox"/> モニター_____基	
	<input type="checkbox"/> ホワイトボード_____台 <input type="checkbox"/> その他_____	
備考		
センター利用欄	<input type="checkbox"/> 宗教的活動ではない <input type="checkbox"/> 政治的活動ではない <input type="checkbox"/> 営利活動ではない <input type="checkbox"/> 公序良俗に反する活動ではない	

受付日時	年 月 日()
利用	承認・不承認
承認日時	年 月 日()
センター長 印	

パブリックスペース「tilikiの部屋」 利用範囲及び貸出器具

■利用範囲

- ・ 図面斜線部



■貸出器具

- ・ ヘッドセットマイク
- ・ モニター
- ・ ホワイトボード